

神戸市  
区要保護児童対策地域協議会  
運営マニュアル

神戸市こども家庭局  
令和7年7月

# 目次

|                                                           |    |
|-----------------------------------------------------------|----|
| I. 要保護児童対策地域協議会の基本的な考え方.....                              | 1  |
| 1. 要保護児童対策地域協議会とは .....                                   | 1  |
| 2. 要保護児童対策地域協議会の意義 .....                                  | 1  |
| 3. 支援対象者（要保護児童等） .....                                    | 2  |
| II. 要保護児童対策地域協議会の運営方法等.....                               | 3  |
| 1. 設置主体 .....                                             | 3  |
| 2. 構成員 .....                                              | 3  |
| 3. イメージ図 .....                                            | 4  |
| 4. 要綱 .....                                               | 5  |
| III. 要保護児童対策調整機関 .....                                    | 5  |
| 1. 調整機関の指定 .....                                          | 5  |
| 2. 調整機関の業務 .....                                          | 5  |
| IV. 要保護児童対策地域協議会の機能.....                                  | 6  |
| 1. 業務内容 .....                                             | 6  |
| ① 代表者会議 .....                                             | 6  |
| ② 実務者会議 .....                                             | 6  |
| ③ 個別ケース検討会議 .....                                         | 7  |
| 2. 相談から支援に至るまでの流れ .....                                   | 9  |
| (1) 相談、通告受理 .....                                         | 9  |
| (2) 受理会議（緊急受理会議）の開催 .....                                 | 9  |
| (3) 調査 .....                                              | 10 |
| (4) 個別ケース検討会議の開催 .....                                    | 10 |
| (5) 関係機関等による支援 .....                                      | 10 |
| (6) 個別ケース検討会議における支援方針等の見直し、進行管理の終結 .....                  | 10 |
| (7) 虐待対応の流れ .....                                         | 11 |
| ① 通告・相談 .....                                             | 13 |
| ② 受理会議（調査方針の検討） .....                                     | 13 |
| 3. 児童虐待の定義・判断基準 .....                                     | 15 |
| (1) 児童虐待の定義 .....                                         | 15 |
| 4. 虐待の重症度と区こども家庭支援室（事務局）・児童相談所の対応 .....                   | 18 |
| 5. 関係機関に対する協力要請 .....                                     | 18 |
| 6. 支援の終結 .....                                            | 19 |
| 7. 転居への対応 .....                                           | 20 |
| V. 守秘義務 .....                                             | 21 |
| 1. 趣旨 .....                                               | 21 |
| 2. 守秘義務の適用範囲 .....                                        | 21 |
| 3. 罰則 .....                                               | 22 |
| VI. 要保護児童等への対応上の留意事項 .....                                | 22 |
| 1. 要保護児童について .....                                        | 22 |
| 2. 要支援児童について .....                                        | 23 |
| 3. 特定妊婦について .....                                         | 23 |
| 4. 要対協における要支援児童等要保護児童（特定妊婦を含む）に係る適切な情報提供及び支援の周知について ..... | 24 |
| 5. その他支援が必要なこどもについて .....                                 | 24 |
| VII. 出典 .....                                             | 25 |

# I. 要保護児童対策地域協議会の基本的な考え方

## 1. 要保護児童対策地域協議会とは

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）第 25 条の 2 第 2 項に規定する「要保護児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。

このような多数の関係機関等の円滑な連携・協力を確保するためには、運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化や、円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化が必要であり、このような背景を踏まえ、平成 16 年に児童福祉法が改正され、要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）が法的に位置づけられた。

また、平成 19 年改正では、地方公共団体に対し、設置の努力義務が課され、平成 20 年改正では、支援対象を、養育支援が特に必要である子どもやその保護者、妊婦に拡大するとともに、調整機関に専門職の配置の努力義務が課されるなど、要対協の機能強化が順次図られ、更なる強化が平成 28 年改正及び令和元年改正で行われた。

神戸市においては、平成 14 年 3 月に各区役所・支所内に虐待を含む育児相談の総合相談窓口として、「こども家庭支援室」を設置し、市民からの相談に直ちに対応できる体制を整備した。こども家庭支援室とは、保健・医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応・その防止を目的としたプロジェクト組織である。その後、平成 16 年に児童福祉法が改正され、要対協が法的に位置づけられたことに伴い、こども家庭支援室は要対協と一体的に運用されることとなった。

## 2. 要保護児童対策地域協議会の意義

要対協においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、以下のような利点がある。

- (1) 要保護児童等を早期に発見することができる。
- (2) 要保護児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- (3) 各関係機関等が情報の共有を通し、課題の共有化が図られる。
- (4) 共有された情報に基づいて、アセスメントを協働で行い、共有することが出来る。
- (5) 情報アセスメントの共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
- (6) 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって支援を行う体制づくりができる。
- (7) 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。
- (8) 関係機関等が分担をし合って個別の事例に関わることで、それぞれの機関の責任、限界や大変さを分かち合うことができる。

### 3. 支援対象者（要保護児童等）

- (1) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）」及びその保護者
- (2) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。）」及びその保護者
- (3) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する「特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」

## II. 要保護児童対策地域協議会の運営方法等

### 1. 設置主体

各区役所に設置する。また事務局は、各区・支所のこども家庭支援室（事務局）が担う。

※区こども家庭支援室（事務局）…各区・支所保健福祉課保健担当、こども家庭支援担当

### 2. 構成員

構成員は児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、具体的には以下の者が想定されるが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能である。

#### [行政機関]

- ・ 区役所・支所の保健福祉課、生活支援課
- ・ こども家庭センター（児童相談所）
- ・ 保健所（保健センター含む）
- ・ 精神保健福祉センター

#### [児童福祉関係]

- ・ 保育所（園）、認定こども園等
- ・ 児童養護施設等の児童福祉施設
- ・ 児童家庭支援センター
- ・ 児童館
- ・ 学童保育
- ・ 障害者相談支援センター
- ・ 障害児相談支援事業所
- ・ 障害児通所支援事業所
- ・ 民生委員・児童委員（主任児童委員）
- ・ 社会福祉協議会
- ・ こども・若者ケアラー相談・支援窓口

#### [保健医療関係]

- ・ 医師会等
- ・ 医療機関
- ・ 医師（産科医、小児科医等）、歯科医師、保健師、助産師、看護師

[教育関係]

- ・教育委員会
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

[警察・司法・人権擁護関係]

- ・警察
- ・弁護士会、弁護士
- ・家庭裁判所
- ・法務局
- ・人権擁護委員

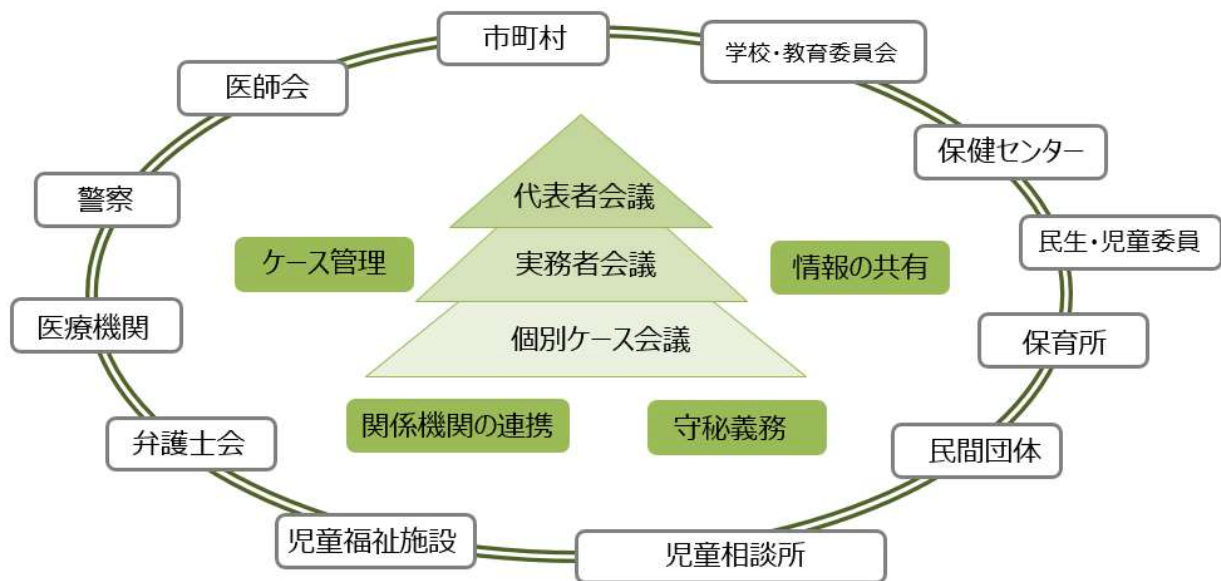
[配偶者からの暴力関係]

- ・配偶者暴力相談支援センター等配偶者からの暴力に対応している機関

[その他]

- ・NPO法人
- ・ボランティア
- ・民間団体

### 3. イメージ図



#### 4. 要綱

神戸市区要対協の要綱は以下の URL より確認されたい。

<https://www.city.kobe.lg.jp//a86732/kosodate/sodan/youtaikyou.html>

### Ⅲ. 要保護児童対策調整機関

#### 1. 調整機関の指定

各区・支所要対協の調整機関は、区こども家庭支援室（事務局）とする。

#### 2. 調整機関の業務

- (1) 調整機関は、要対協に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所やその他の関係機関等との連絡調整を行う。

なお、要対協に登録している要保護児童等の中には、こども、保護者等の状況が急変し、危機状態に至る可能性が高く、緊急対応が生じることも考えられる。したがって、調整機関は、要保護児童等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を定期的に確認し、当該状況を踏まえ、必要に応じて当該要保護児童等に対する支援の内容の見直しが行われるよう、関係機関等との連絡調整を行う必要がある。

（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 25 条の 27 の 2）。

- (2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

① 要対協に関する事務の総括

- ・協議事項や参加機関の決定等の要対協開催に向けた準備
- ・要対協の議事運営
- ・要対協の議事録の作成、資料の保管等
- ・個別ケースの記録の管理

② 支援の実施状況の進行管理

- ・関係機関等による支援の実施状況の把握
- ・区内におけるすべての虐待ケース等について進行管理台帳を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば 3 か月に 1 度）、状況確認、主担当機関の確認、支援方針の見直し等を行う。

③ 関係機関との連絡調整

個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）

- (3) 関係機関等の協議に時間を要して、適時適切にこどもへの支援、保護等を行えない事態を回避するため、要対協において支援の方法、内容について協議が調わない場合には、必要に応じて、一時的に参加する 1 つの機関を主たる支援機関とすることができる。

- (4) 要対協が、構成員等を対象とした、各構成員の協働・連携・役割分担や要対協の活動の共通理解、支援スキルの向上を目的とした合同研修を調整機関が主体となって企画・実施する。

## IV. 要保護児童対策地域協議会の機能

### 1. 業務内容

- (1) 要対協は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う（児童福祉法第 25 条の 2 第 2 項）。
- (2) 要対協については、各区・支所において、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）及び、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）の三層構造で運営する。

#### ① 代表者会議

- ・要対協の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者と構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に 1 ～ 2 回程度開催する。
- ・関係機関等の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠である。実務者レベルにとどまらず、責任者（管理職）レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されるとともに、実務者レベルで人事異動があった場合においても、責任者（管理職）の理解により、連携の継続性を保ち、支援の質の低下を最低限に抑えることが可能となる。
- ・会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。
  - ア 要保護児童等への支援体制の構築や改善
  - イ 実務者会議からの要対協の活動状況の報告と評価

#### ② 実務者会議

- ・実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。
  - ア すべてのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し等
  - イ 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
  - ウ 要保護児童等の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
  - エ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
  - オ 要対協の年間活動方針の策定、代表者会議への報告
- ・また、児童虐待への対応は、児童相談所と区・支所の間の役割分担が曖昧になるおそれもあるため、ケースの主担当機関及び主たる支援機関を確認し、ケースの進行管理を行うことが必要である。こうした観点から要対協の調整機関において、全ケースについて台帳を作成し、実務者会議等の場において、定期的に状況確認、主担当機関の確認、支援方針の見直し等を行う。
- ・なお、主たる支援機関の中でも警察署は、通報を受けてこどもの安全確認に対応する機関であり、要対協で登録されたケースを把握しておくことは安全確認時の判断に大きく資す

ることとなる。このため、必要に応じて警察署の参画を求め、情報共有、意見交換等を行うことが求められる。

### ③ 個別ケース検討会議

- ・個別の要保護児童等について、直接関わっている担当者や今後関わる可能性がある関係機関等の担当者により、当該要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

- ・虐待ケースとして進行管理台帳に登録されているこどもであって、学校及び保育所（園）等（以下「学校等」という。）に在籍するこどもについては、定期的に学校等から当該こどもの出欠状況等の情報提供を受け、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなど、当該こどもの所属機関だけの評価ではなく、要対協として状況把握及び対応方針の検討を行うことが適当である。

学校等から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 31 年 2 月 28 日付 子発 0228 第 3 号、障発 0228 第 3 号内閣府こども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省こども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照されたい。

- ・個別ケース検討会議においては、関係機関が対応している事例についての危険度や緊急度の判断、要保護児童等に対する具体的な支援の内容について検討を行う。こどもの権利を守るための支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成するために、可能な限り保護者に左右されずにこどもの意見を聞く配慮が必要である。
- ・また、個別ケース検討会議への個別の要保護児童等に関する情報の提供については、あらかじめこどもや保護者又は妊婦本人の理解を得ておくことが望ましいが、特に必要がある場合であって、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。
- ・会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
  - ア 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断
  - イ 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
  - ウ 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
  - エ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
  - オ ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定
  - カ 実際の支援、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
  - キ 次回会議（評価及び検討）内容等の確認
- ・なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。

- ・個別事例ごとの関係機関等の役割分担については、それぞれの事例に関する個別ケース検討会議で決定する。主なものは次のとおりである。

○主たる直接支援機能

- ・日常的に具体的な場面で要保護児童等やその家族を支援する機関（者）を決める

○とりまとめ機能（個別ケース検討会議の開催等の事務的な作業を行う）

- ・支援機関等から要請を受けて、個別ケース検討会議を開催する。会議の招集の実務は要対協の調整機関が行う場合もある。
- ・個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理を行う。
- ・主たる支援機関等のうち、最も関わりの深いものが、この機関となることも考えられる。

○ケース管理・調整機能

- ・事例全体について責任を負い、進行管理を行う。
- ・必要に応じて、立入検査や一時保護の権限を有する児童相談所と連携を図りながら対応する。

- (3) 要対協は、施設から一時的に帰宅したこどもや、施設を退所したこども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されており、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所しているこどもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取組を実施することが期待される。

## 2. 相談から支援に至るまでの流れ

### (1) 相談、通告受理

- ・区こども家庭支援室に入る関係機関等や地域住民からの要保護児童の相談、通告は区こども家庭支援室（事務局）が集約する。
- ・区こども家庭支援室（事務局）は、相談、通告内容を通告・相談受理票に記録する。
- ・区こども家庭支援室（事務局）は、関係機関等に事実確認を行うとともに、こどもの状況、所属する集団（学校・保育所等）、親やこどもの生活状況、過去の相談歴等、短期間に可能な情報を収集する。

[参考 神戸市の児童虐待についての相談・通告窓口]

- ・神戸市こども家庭センター（児童相談所）  
078-599-7300（平日 8 時 45 分から 17 時 30 分）
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル  
189（いち・はや・く）24 時間 365 日、無料
- ・各区こども家庭支援室

| 区役所・支所 | 専用ダイヤル       |
|--------|--------------|
| 東灘区役所  | 078-856-8080 |
| 灘区役所   | 078-843-7035 |
| 中央区役所  | 078-335-5423 |
| 兵庫区役所  | 078-512-2525 |
| 北区役所   | 078-595-4150 |
| 北神区役所  | 078-987-0990 |
| 長田区役所  | 078-521-0415 |
| 須磨区役所  | 078-731-8080 |
| 北須磨支所  | 078-793-8080 |
| 垂水区役所  | 078-705-1150 |
| 西区役所   | 078-991-6611 |

### (2) 受理会議（緊急受理会議）の開催

- ・区こども家庭支援室（事務局）が受理会議を開催し、相談・通告受付票をもとに、事態の危険度や緊急度の判断を行う。
- ・受理会議は、随時開催し、柔軟な会議運営に心がける。
- ・区こども家庭支援室（事務局）が会議の経過及び結果を会議録に記載し保存する。
- ・緊急の対応（立入調査や一時保護）を要する場合は、区こども家庭支援室（事務局）が児童相談所に送致する。
- ・緊急を要しないが要対協の活用が必要と判断した場合は、区こども家庭支援室（事務局）が個別ケース検討会議の開催や参加機関を決定する。

(3) 調査

- ・要対協において対応することとされた事例については、区こども家庭支援室（事務局）が具体的な支援方針等の決定に当たり必要な情報を把握するため、関係機関等に協力を求め、必要な調査を行う。

(4) 個別ケース検討会議の開催

- ・区こども家庭支援室（事務局）が、受理会議（緊急受理会議）で決定した参加機関を集め、個別ケース検討会議を開催する。
- ・区こども家庭支援室（事務局）が、個別ケース検討会議において、支援に当たっての支援方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担、連携方法、当該事例に係るまとめ役、次回会議の開催時期などを決定する。
- ・区こども家庭支援室（事務局）が、会議の経過及び結果は、会議録に記入し、保存する。

(5) 関係機関等による支援

- ・支援方針等に基づき、関係機関等による支援を行う。

(6) 個別ケース検討会議における支援方針等の見直し、進行管理の終結

- ・区こども家庭支援室（事務局）が支援に対する評価を実施し、それに基づき、支援方針等の見直しを行うとともに、要対協による進行管理の終結についてその適否を判断する。

## (7) 虐待対応の流れ

### 相談・通告受理

|   | ケース                                             | 対応                                                         |
|---|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 1 | 近隣住民・本人・家族・関係機関からの通告・相談                         | 通告を受けた職員が具体的に聞き取り                                          |
| 2 | 保健事業・生活保護・福祉事業で発見した場合                           | 保健事業・生活保護・福祉事業担当者が情報を整理。通告・相談を受けた時点で要対協ケースとして受理する。         |
| 3 | 保健事業・生活保護・福祉事業での関わりの中で、虐待対応が必要か判断に迷う場合(特定妊婦を含む) | 受理会議にて、要対協ケースとしての受理の要否を判断する。                               |
| 4 | 管外からのケースが転入してきた場合                               | 地区担当保健師・ケースワーカーが対応                                         |
| 5 | 児童相談所から区へのケース送致の場合                              | 児童相談所が受理したケースのうち、区で対応するほうが適切と判断されたケース<br>援助方針が「区送致」となったケース |



### 受理会議（調査方針の検討）

| 対応                                   | メンバー                                                                                        |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査時に情報収集が必要な情報とその収集方法やこどもの安全確認の方法を検討 | 推進課長、担当係長（こども家庭支援担当係長・保健担当係長）、ケース情報把握者（地区担当保健師、ケースワーカー等）、その他検討に必要なメンバー<br>係長以上の管理職を含めた複数で協議 |



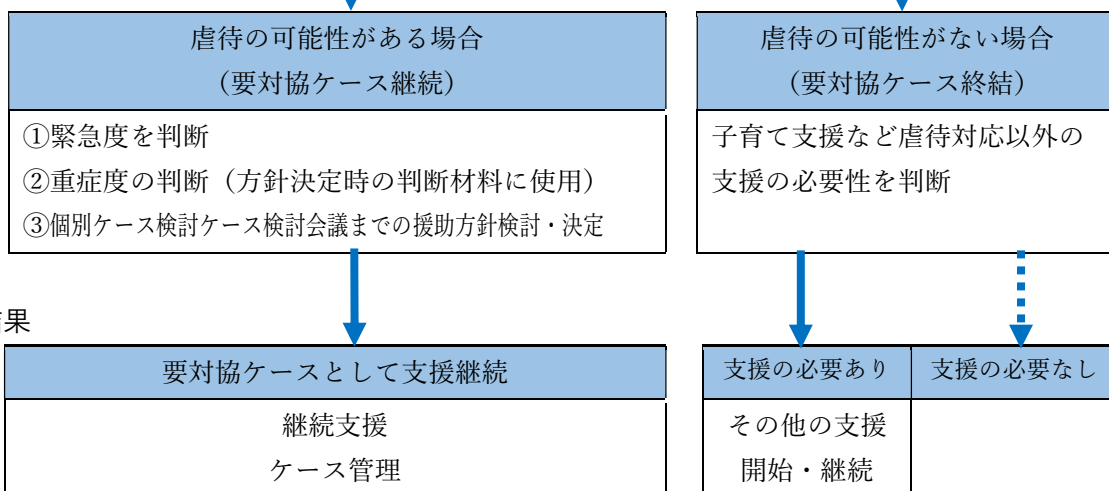
### 調査

| 対応                            | メンバー                                                            |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 情報収集やこどもの安全確認（48時間以内、原則目視）を実施 | 推進課長、担当係長（こども家庭支援担当係長・保健担当係長）、ケース情報把握者（地区担当保健師、ケースワーカー等）等の複数で対応 |



援助方針決定会議（定例・緊急）

| 対応                    | メンバー                                                                                                                               |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要対協ケースとして継続的な支援の要否の判断 | 室長（保健福祉部長・総務・保健福祉担当部長）、推進課長（保健福祉課課長（保健担当））、調整課長（保健福祉課長）、担当係長（こども家庭支援担当係長・保健担当係長・こども福祉担当係長）、ケース情報把握者（地区担当保健師、ケースワーカー等）その他検討に必要なメンバー |



## ① 通告・相談

### 情報収集

ア わかる範囲でもれなく聴取する。

- ・憶測部分と事実を明確に分ける
- ・誰が何を見た、いつ何を聞いた、その程度・頻度など客観的情報を確認する
- ・把握した者が現在の情報を通告・相談受理票に記入し、情報を整理する。通告・相談受理票の記入は可能な範囲で行い、曖昧な情報や不明な項目がある場合は、その旨も明記しておく。

イ 緊急度・重症度を判断するための情報収集であることを意識して聴取する。

- ・その場で分からないことは、後で連絡して欲しいと伝える

ウ 聴取の中で、こどもの身体に虐待が疑われる傷などが認められる話が出た場合は、速やかに所属から保護者へ受傷機転を確認し、写真を撮っておくよう依頼する。

エ 普段の出欠、食欲、送迎時の保護者の様子なども聴取しておく。すぐにわからない場合は、調べて連絡するよう依頼する

オ 通告者は今後の協力者と考え、協力を依頼し、連絡先を確認する。

※虐待の疑いのあるこどもについての相談（情報提供を含む）やケースの把握を行った場合は、原則全て通告・相談受理票を記入する。

## ② 受理会議（調査方針の検討）

### ア 構成メンバー

- ・推進課長（保健福祉課課長（保健担当））
- ・担当係長（こども家庭支援担当係長、保健担当係長）
- ・ケース情報把握者（地区担当保健師、ケースワーカー等）
- ・その他検討に必要なメンバー

※係長以上の管理職を含む複数で協議すること

### イ 検討内容

- ・こどもの安全確認の方法と時期
- ・緊急性の判断
- ・正確な内容把握と事実の確認
- ・関係する機関の確認と調査依頼および役割分担
- ・調査時に情報収集が必要な内容とその収集方法

### ウ 受理会議後の対応

- ・こどもの安全確認は、通告受理後 48 時間以内に、原則こどもを直接目視することにより行う。（保健・福祉事業の中での発見した場合やこどもの安全が確認できている場合はその限りではない）。
- ・こどもの安全確認のための訪問は複数職員で対応する。
- ・緊急保護の必要性がある場合は、児童相談所へ送致を行う。

エ 通告受理後 48 時間以内に安全確認ができない場合の対応方法

(ア) 児童相談所への送致

初期調査において、48 時間以内にこどもや保護者と連絡がつかない場合や、保護者とは接触できるがこどもとの面会を拒否されている場合など、こどもに接触できず、安全が確認できない場合は、児童相談所への送致を行う。(主担当は児童相談所に移る。)なお、区こども家庭支援室は児童相談所から依頼があれば、児童相談所が行う安全確認にできる限り協力すること。

(イ) 児童相談所への送致を行わない場合

a 送致の判断

例外的に、48 時間以内にこどもに接触できず、直接目視による安全確認はできていないが、緊急性が低く、かつこどもの安全が確保できていると思われる具体的な根拠がある場合に限り、区こども家庭支援室(事務局)の判断により児童相談所への送致を行わない場合がある。(ただし、リスクが高いと考えられるケースは、送致する。)

b 技術的な支援・助言

a の判断により、児童相談所への送致を行わない場合でも、これまでの対応や方針については区こども家庭支援室(事務局)から児童相談所に情報提供を行い、技術的な支援・助言を求めること。(送致するまでは、主担当は区こども家庭支援室(事務局)のままとなる。)

### 3. 児童虐待の定義・判断基準

#### (1) 児童虐待の定義

児童虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える人権侵害で、時にはこどもの命を奪うこともある。虐待であるかどうかは、親などの意図や認識とはかかわりなく、あくまでもこどもの視点からみて、こどもの権利が侵害されているかどうかで判断する。親にとって「しつけ」であっても、またかわいいと思っていなくても、こどもにとって有害な行為でこどもが苦痛を感じていれば虐待である。

児童虐待防止法第2条では、「児童虐待」とは「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）に対し、次に掲げる行為を行うこと」をいい、次のように分類される。

| 要保護児童 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体的虐待 | <p>[法律上の定義]</p> <p>児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・外傷とは打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、刺傷、たばこなどによる火傷。</li><li>・生命に危険のある暴行とは首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、戸外に締めだす、縄などにより一室に拘束する。</li><li>・意図的にこどもを病気にさせる。</li></ul> |
| 性的虐待  | <p>[法律上の定義]</p> <p>児童にわいせつな行為をすること、又は児童にわいせつな行為をさせること。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・こどもへの性交、性的暴行。</li><li>・性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆。</li><li>・性器や性交を見せる。</li><li>・ポルノグラフィーの被写体などを強要する。</li></ul>                                                                         |

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ネグレクト<br/>(保護の怠慢・拒否)</p> | <p>[法律上の定義]</p> <p>児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。また、保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待を放置することもある。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの健全・安全への配慮を怠っている。</li> </ul> <p>例えば ① 家に閉じこめる。</p> <p>(こどもの意思に反して学校などに登校させない)</p> <p>② 重大な病気になっても病院に連れていかない。</p> <p>③ 乳幼児を家に残したまま外出する。</p> <p>④ 乳幼児を車の中に放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもにとって必要な情緒的欲求に答えていない。(愛情遮断など)</li> <li>・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で健康を損なうほどの無関心・怠慢</li> </ul> <p>例えば ① 適切な食事を与えない。</p> <p>② 下着など長期間ひどく不潔なままにする。</p> <p>③ 極端に不潔な環境の中で生活をさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもを遺棄する。</li> <li>・ 祖父母、きょうだい、保護者の交際相手などが身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待に及ぼる行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。</li> <li>・ 親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症でこどもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけ家に残して火災でこどもが焼死したりする事件もネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。</li> </ul> |
| <p>心理的虐待</p>                | <p>[法律上の定義]</p> <p>児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。また、こどもの目の前で、ドメスティック・バイオレンス(※DV)が行われる等、こどもへの被害が直接的でないものも含む。</p> <p>※配偶者に対する暴力のみならず、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ことばによる脅かし、脅迫。</li> <li>・ こどもを無視したり、拒否的な態度を示すこと。</li> <li>・ こどもの心を傷つけることを繰り返し言う。</li> <li>・ こどもの自尊心を傷つけるような言動。</li> <li>・ 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。</li> <li>・ 配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

「その他要観察家庭」及び「特定妊婦」についても、要支援児童として位置づけ、虐待に発展しないように予防的な支援を行う。

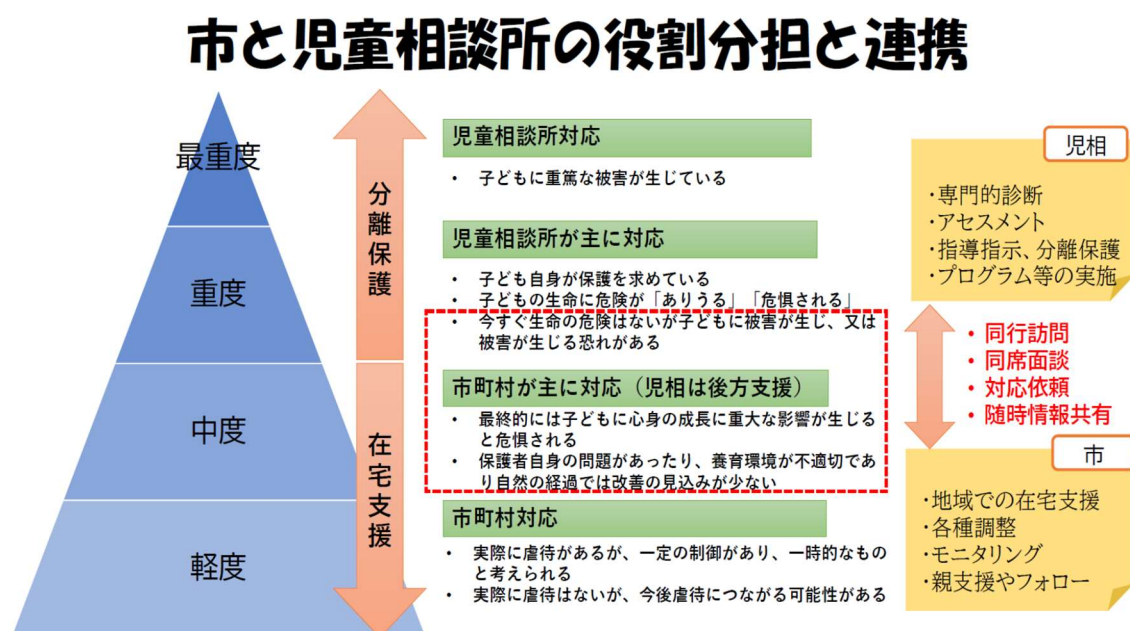
| 要支援児童    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他要観察家庭 | <p>現在は上記分類の定義には該当せず虐待とは断定できないが、虐待が発生しやすい環境にあり、今後虐待に発展する恐れのある家庭。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要対協ケースのきょうだいである。</li> <li>・ 特定妊婦から出生した児童であり、かつ上記分類に該当しないもの。</li> <li>・ 健診時に養育者から疲労の訴えがあり、児童も不安な様子である。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 特定妊婦     | <p>[法律上の定義]</p> <p>出産後の児の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。</p> <p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すでに養育の問題がある妊婦<br/>要保護児童、要支援児童を養育している妊婦</li> <li>・ 支援者がいない妊婦<br/>未婚またはひとり親で親族など身近な支援者がいない妊婦、夫の協力が得られない妊婦など</li> <li>・ 妊娠の自覚がない・知識がない妊婦、出産の準備をしていない妊婦</li> <li>・ 望まない妊娠をした妊婦<br/>育てられない、もしくはその思い込みがある、婚外で妊娠をした妊婦、すでに多くのこどもを養育しているが経済的に困窮している状態で妊娠した妊婦など</li> <li>・ 若年妊婦</li> <li>・ こころの問題がある妊婦、知的な課題がある妊婦、アルコール依存、薬物依存など</li> <li>・ 経済的に困窮している妊婦</li> <li>・ 妊娠届の未提出、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、または受診回数の少ない妊婦（なお、未受診となった背景を把握することが重要である）</li> </ul> <p>本市では、特にリスクが高く支援が必要と判断された妊婦を特定妊婦とし、受理会議にて受理、援助方針決定会議にて検討する。</p> <p>受理会議にて「要対協ケース」となった場合、特定妊婦の虐待の種類は「特定妊婦」とし、胎児及び出産直後の児に対して虐待に発展しないよう予防的な支援を行う。</p> <p>また、受理会議及び援助方針決定会議にて「要対協ケース」とならなかった場合には、「要フォロー妊婦」として継続的な支援を行う。</p> |

#### 4. 虐待の重症度と区こども家庭支援室（事務局）・児童相談所の対応

児童福祉法により児童相談所は、専門的な知識及び技術が必要な相談に応じ、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の措置を行い、また市区町村（以下、「区こども家庭支援室（事務局）」と表記）に対し必要な援助を行うこととされている。一方、区こども家庭支援室（事務局）は業務として子育て家庭の相談に応じ、要保護児童の通告先となることとされている。また、区こども家庭支援室（事務局）は専門的知識や技術を必要とする相談は、児童相談所の援助・助言を求めることとされている。（児童福祉法第10条、第11条及び第12条）

児童虐待の対応は、自立した育児が可能な虐待ローリスクから生命の危険等の最重度虐待までのレベルの異なる事例への対応が含まれる。これにより、虐待に至っていないが虐待のリスクが高い子育てへの支援、区こども家庭支援室（事務局）が自ら行っている事業や保護者からの相談の中に虐待事例を発見した場合の対応、虐待通告がなされた事例への対応と、支援については虐待のレベルとステージを分けて考えることができる。

図：虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市区町村の役割



参考：『市町村と児童相談所の役割分担に係る虐待重症度判断基準表』（H29.3 大分県）

#### 5. 関係機関に対する協力要請

- (1) 要保護児童に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、要対協は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができ、関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないこととされている（児童福祉法第25条の3第1項及び第2項）。

- (2) 協力要請は、要対協の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能であるが、この要請に基づき当該関係機関等から要対協に対し一方的に情報の提供等が行われる場合はともかく、今後の支援の内容に関する協議など、当該関係機関等と要対協の構成員の間で双方向の情報の交換等を行うことが見込まれる場合には、協力要請時に、守秘義務が課せられる要対協の構成員となることについても要請する。
- (3) 医師や地方公務員等については、他の法令により守秘義務が課せられているが、要保護児童の適切な保護又は支援を図るために、この規定に基づき情報を提供する場合には、基本的にはこれらの法令による守秘義務に反することとはならないものと考えられる。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。（個人情報保護法第 17 条「利用目的の特定」及び第 27 条「第三者提供の制限」）
- しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児童福祉法第 25 条の 3 に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにもならないものと考えられる。

## 6. 支援の終結

区こども家庭支援室（事務局）は、相談を終結する場合、その理由を明確にし、記録に残しておく（日時、構成員、終結理由・根拠等）とともに（終結判断の目安（例）参考）、児童相談所を含めた関係機関が連携して対応していたケースの場合は、終結の方針を決定する前に、担当者間で遅延なく連絡・協議するなど、情報を共有し合意形成を図ることが重要である。

ケースが終結となった場合については、所属先に終結になった旨を連絡するとともに、所属先が引き続き見守りを継続する中で、状況が悪化した場合はすぐにこども家庭支援室（事務局）に連絡して欲しいことを伝える。その際、状況が悪化したとする基準やポイント（不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、児童から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる等）を明確にした上で、状況が悪化した場合の連絡の方法や対応などについて示し、共通認識を持つておくことが大切である

また、リスクアセスメントを行った上で一度終結し、新たに虐待等を疑わせる等の事実が出てきたら再度受理する。

[要対協による進行管理の終結判断の目安（例）]

(1) 処遇が終了する場合

- ・対象児童が満 18 歳に達した
- ・対象児童が管外に転出した
- ・その他、上記に準じるもの

(2) 原因が解決した場合

- ・虐待が起きる直接の原因となっている問題が解決している。
- ・一定期間、虐待の再発が見られず、学校や保育所（園）、幼稚園などで常に確認ができおり、状況が悪化した場合はすぐに関係者によって対応を協議できる体制が整えられている。

※終結に不安のある場合は、通常の保健福祉業務のなかでフォローを継続する

(3) 児童相談所が施設入所措置を行った場合

## 7. 転居への対応

要対協において登録し、支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第 25 条等に基づき、転出先の自治体を管轄する市町村等に通告し、当該自治体の要対協に登録を依頼するなど確実にケースを移管する。

また、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、移管先の市町村等と十分に連携を図ることが必要である。転居の場合、こどもへの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険が高いことを意識し、できる限り移管先の担当者とコミュニケーションをとって詳細な調査の結果や判断を伝えるとともに、移管先の担当者の氏名やどのような内容を報告したのかを記録に残す。

なお、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）においては、児童相談所長（こども家庭センター所長）は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとし、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要対協が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとされている。

## V. 守秘義務

### 1. 趣旨

要対協における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、要対協の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、要対協の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(児童福祉法第 25 条の 5)。

### 2. 守秘義務の適用範囲

(1) この守秘義務の適用範囲は、要対協を構成する関係機関等の種別に応じて、次のとおりである。

#### ① 地方公共団体の機関（児童福祉法第 25 条の 5 第 1 号）

##### ア 守秘義務の対象

当該機関の職員又は職員であった者

##### イ 関係機関等

- ・市・区の児童福祉、母子保健、障害福祉等の担当部局
- ・こども家庭センター（児童相談所）、区・支所保健福祉課（福祉事務所・保健所保健センター含む）、保健所
- ・児童福祉施設等
- ・警察（警視庁及び道府県警察本部・警察署）、家庭裁判所、法務局
- ・教育委員会
- ・地方公共団体が設置する学校

#### ② 「法人」（児童福祉法第 25 条の 5 第 2 号）

##### ア 守秘義務の対象

当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

##### イ 具体的な関係機関等の例

- ・医療機関の設置主体である医療法人
- ・児童福祉施設の設置主体である社会福祉法人
- ・私立学校の設置主体である学校法人
- ・社会福祉協議会（社会福祉法人）
- ・弁護士会
- ・法人格を有する医師会、産科医会、小児科医会、歯科医師会、看護協会、助産師会等
- ・NPO法人

#### ③ 「①、②に掲げる以外の者」（児童福祉法第 25 条の 5 第 3 号）

##### ア 守秘義務の対象

要対協を構成する者又はその職にあった者

##### イ 具体的な関係機関等の例

- ・里親
- ・民生委員児童委員協議会、民生委員・児童委員（主任児童委員）
- ・医師（産科医、小児科医等）、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士
- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・カウンセラー（臨床心理士等）

- ・人権擁護委員協議会、人権擁護委員
- ・ボランティア
- ・NPO（法人格を有しないもの）や任意団体の所属する者

- (2) また、法人格を有さない任意団体については、その会長のみが構成員になる場合は、当該団体の役職員は構成員とならないため、守秘義務がかからない。このため、このような場合は、当該任意団体の役職員すべてを、それぞれ個人として、構成員にすることが適当である。

### 3. 罰則

守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる（児童福祉法第61条の3）

## VI. 要保護児童等への対応上の留意事項

### 1. 要保護児童について

- (1) 要対協への登録及び関係機関と連携した支援

要保護児童には、児童虐待の重症度が軽度以上のこども、棄児等の保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適当と認められるこどもが含まれる。

区こども家庭支援室（事務局）が通告・相談により把握した要保護児童については、速やかに安全確認を行うとともに、①当該こどもの状況、保護者の状況、親子関係等の家庭環境、家庭とその支援体制の状況及び地域との関係等、要保護児童に至った経緯等に関する調査、②アセスメントの実施、③支援計画の作成、④支援及び指導等を行うこととなる。

こどもや保護者等との面接だけでは正確な情報の把握が困難な場合があるほか、区こども家庭支援室（事務局）が把握している情報だけではリスクが低いと考えられる場合であっても、他の関係機関が保有する情報を勘案することにより、新たなリスクや支援の必要性が明らかとなる場合もある。

また、要保護児童について在宅支援を行う場合は、児童相談所、警察等関係機関と緊密な連携を図り、こども、保護者等の状況を注視し、必要な場合は、迅速な一時保護等の実施により安全を確保する必要がある。

- (2) 児童虐待を受けたと思われるこどもへの対応

児童虐待の通告・相談ケースについては、区こども家庭支援室（事務局）、児童相談所、警察はもとより、日頃からこどもと接する機会の多い医療機関、児童福祉施設、学校等の関係機関と積極的に情報共有を行い、緊密な連携、役割分担等により支援を行うことが効果的である。

特に、「刑事事件として立件可能性があると考えられる重篤な事案」、「保護者がこどもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案」等については、児童相談所、警察等を中心とした関係機関と連携して迅速に安全確認を行い、複数の関係機関が連携し、継続してこども、保護者等への支援を行う必要があるため、確実に要対協に登録し、実務者会議等において進捗管理を行う。

## 2. 要支援児童について

保護者の養育を支援することが特に必要と認められるこども（要保護児童を除く。）とその保護者は、学校、保育所等の児童福祉施設、医療機関等で把握されることが多いため、区こども家庭支援室（事務局）は、要支援児童とその保護者に関する情報提供が円滑になされるよう、要対協を活用し、関係部署や関係機関に対して積極的な情報提供を依頼する。

また、関係機関等が要支援児童とその保護者を把握した場合は、関係部署に情報提供がなされることを踏まえ、区こども家庭支援室（事務局）は、以下のとおり対応する。

- ・ 要支援児童とその保護者について、関係機関から情報を把握した場合は、確実に集約し、情報共有を行う。
- ・ 特定の関係機関が把握している情報だけでは支援の必要性が低いと考えられる場合であっても、他の関係機関が保有する情報を勘案することにより、新たなリスクや支援の必要性が明らかとなる場合もあるため、必要に応じて、関係機関が連携して支援等を行うこどもかどうかを判断して、要対協を積極的に活用し、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を行う。
- ・ なお、関係機関から情報提供に関する説明が保護者等に行われていない場合においては、支援機関が必要な支援を行う際に、情報提供元が特定されないよう、保護者等への説明内容や関わる時期等についても、要対協を活用しつつ事前に関係機関と協議を行う。

## 3. 特定妊婦について

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）は、各区・支所の母子保健担当の業務である「妊娠の届出及び母子健康手帳の交付」や医療機関への受診等で把握されることが多い。

区こども家庭支援室（事務局）は、特定妊婦に関する情報提供が円滑になされるよう、要対協を活用し、関係部署や医療機関を始めとする関係機関に対して積極的な情報提供を依頼する。

また、情報提供通知に基づき、関係機関等が特定妊婦を把握した場合は、関係部署に情報提供がなされることを踏まえ、区こども家庭支援室（事務局）は、以下のとおり対応する。

- ・ 関係機関等から情報を把握した場合は、確実に要対協で情報共有を行う。
- ・ 特定の関係機関が把握している情報だけでは支援の必要性が低いと考えられる場合であっても、他の関係機関が保有する情報を勘案することにより、新たなリスクや支援の必要性が明らかとなる場合もあるため、要対協を積極的に活用し、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を行う。
- ・ また、養育支援訪問事業の導入など、妊娠期からの継続的な支援に積極的に取り組む。
- ・ なお、関係機関から情報提供に関する説明が特定妊婦に行われていない場合、区こども家庭支援室（事務局）が必要な支援を行う際に、情報提供元が特定されないよう、特定妊婦への説明内容や関わる時期等についても、要対協を活用しつつ事前に関係機関と協議を行う。

#### 4. 要対協における要支援児童等要保護児童（特定妊婦を含む）に係る適切な情報提供及び支援の周知について

- (1) 区こども家庭支援室（事務局）は、関係機関を含めた個別ケース検討会議の積極的な開催や支援結果を関係機関に報告することなど、区こども家庭支援室（事務局）の役割を関係機関に示し、支援の必要性和理解が深まる関わりや機会づくりを日頃から意識的に取り組むよう努める。
- (2) 区こども家庭支援室（事務局）は、関係機関に対し、情報提供が可能である根拠や背景を説明し、円滑な要支援児童等（特定妊婦を含む）に関する情報提供の運用に努める。

#### 5. その他支援が必要な子どもについて

- (1) 「状況確認ができない児童」への対応について

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスは、こどもの健康状態や保護者の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であると同時に、こどもの健やかな成長に欠かせないものであり、勧奨を実施したにもかかわらず市職員や関係機関による目視確認ができない児童は、虐待発生リスクが高いものと考えられる。このため、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、当該児童の状況確認を各市町村において定期的実施することとなっており、当該結果については、要対協において、速やかに関係機関と情報共有を行うこととしている。

- (2) 一時保護又は施設入所等の措置が解除された子どもへの対応

こどもが施設や里親から家庭等に戻った場合でも、新しい関係性の構築が必要である。こどもがいなかった状況での生活にこどもが戻ることは家族関係に大きな変化をもたらす。分離されているときには一見良好に見える関係も、同居することによって様々な問題が生じ、中には取り返しがつかなくなることもさえる。措置解除後に自宅に戻った時期は非常に重要な時期と捉え、集中的に支援を行うべきである。

このため、児童相談所が一時保護又は施設入所等の措置を解除した後の子ども等について、区こども家庭支援室（事務局）は、児童相談所と十分に連携を図り、必要に応じて、要対協の活用などにより、こどもや家族からの相談や定期的な訪問等を行うなどのアフターケアを行う。

要対協の関係機関においては、こどもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるよう、こどもに対し相談や定期的な訪問等によるこどもと保護者が新しい関係を構築する支援を行うとともに、家族等に対しても精神的な支援を行い、家族が抱えている問題の軽減化を図ることにより、こどもの生活環境の改善に努める。

## VII. 出典

資料名：要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」の一部改正について

(子発0331第14号令和2年3月31日)

作成者：厚生労働省子ども家庭局長

URL:[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/9ac668ca/20230401\\_policies\\_jidougyakutai\\_hourei-tsuuchi\\_71.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/9ac668ca/20230401_policies_jidougyakutai_hourei-tsuuchi_71.pdf)

資料名：子ども虐待対応の手引き（令和6年4月 改正版）

作成者：こども家庭庁支援局虐待防止対策課

URL:[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/c0a1daf8-6309-48b7-8ba7-3a697bb3e13a/0635895f/20240422\\_policies\\_jidougyakutai\\_hourei-tsuuchi\\_taiou\\_tebiki\\_22.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c0a1daf8-6309-48b7-8ba7-3a697bb3e13a/0635895f/20240422_policies_jidougyakutai_hourei-tsuuchi_taiou_tebiki_22.pdf)